

玉中学校 あいさつ、笑顔のあふれる学校

いじめ防止対策基本方針

認め合い・支え合い・学び合い すべての生徒が生き生きと活動できる学校に

◇ はじめに ◇

学校教育において「いじめ問題」は重大な人権課題であり、全力をあげて解決しなければならない生徒指導上の課題です。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。・・・・・・本校の子どもたちの生命や安全、人としての尊厳が脅かされることなく、認め合い・支え合い・学び合い、全ての生徒が安心して生き生きと学校生活が送れるように、子どもたちがいじめによって被害者も加害者も周囲の子どもたちも、健全な育ちを阻害されてしまうことのないように不断の努力をしていかなければなりません。「いじめ防止対策推進法」「国の基本方針」に基づき、1 いじめの未然防止 2 いじめの早期発見 3 いじめへの対応 等に関して本校の実態や地域の実情を踏まえて、本校としてのいじめ防止のための取組についての基本的な方向、取組の内容を「玉中学校いじめ防止基本方針」としてここに作成しました。

本校では全教職員で共通理解を図り、チームとして様々な課題に対応する体制をつくってきていますが、あらためて基本方針に基本的な考え方や取り組むべき内容を示し、組織的対応についても警察をはじめ関係機関との連携を含めた対応の基本を示しました。この「玉中学校いじめ防止基本方針」を教職員の共通理解と組織的対応、保護者・地域・学区の小学校・関係機関との連携を推進するための指針とします。

1 未然防止のための取組

- ① 人権教育の推進
- ② 道徳教育の充実
- ③ 特別活動の充実
 - ・「人間関係づくり」「集団づくり」
(認め合い・支え合い・学び合う仲間づくり)
 - ・ストレスを感じにくい学校づくり
 - ・生徒の主体的活動の推進
- ④ 体験活動の推進
(ボランティア活動・職場体験・福祉体験など)
- ⑤ 学力保障(基礎学力の定着)
 - ・「わかる授業」の推進・補充学習
 - ・家庭学習の充実
- ⑥ 情報モラル教育
- ⑦ 教職員研修の充実
- ⑧ 地域や家庭との連携

2 早期発見のための取組

- ① 日々の観察
- ② 生活ノート
- ③ 教育相談体制の充実
- ④ いじめ実態調査アンケート
- ⑤ 校内の情報収集・共有
- ⑥ 地域・家庭から情報提供依頼

3 いじめへの対応

(いじめ対応の基本的な流れ)

4 いじめに対応する組織

※ 年間計画(別紙)

この「玉中学校基本方針」に基づき具体的な計画や取組を定める

令和5年度 玉中学校いじめ防止基本方針 具現化構想図

いじめ防止対策推進法
国の基本方針
岡山県基本方針
玉野市基本方針

あいさつ・笑顔のあふれる学校
玉中学校いじめ防止基本方針

教師の願い・保護者の願い
地域の実態・願い
生徒の実態・願い

- 確かな学力
- 豊かな心（人間力・人間関係力）
- たくましい心と体（心の力・体力）

“認め合い・支え合い・学び合い”
全ての生徒が生き生きと活動できる
安心・安全な学校をつくる

・学校支援地域本部事業

<研究4部会>

- ① 授業力向上部会
- ② 学習習慣向上部会
- ③ 生徒指導部会
- ④ キャリア教育部会

人権教育を基盤とした学校経営

教育計画

学年・学級経営計画

玉中人権宣言

「広げよう視野～見つめなおそう固定概念～」R4.12.9

1 いじめの未然防止

～いじめを生まない土壌づくり～

- 人権教育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
 - ・「人間関係づくり」「集団づくり」の具体的取組
 - ・“認め合い・支え合い・学び合う仲間づくり”
- <居場所づくり><絆づくり>
 - ・感動や達成の喜びを分かち合える学校行事
 - ・地域貢献・ボランティア活動・体験活動の推進
 - ・生徒の主体的活動の推進、自治力の育成
- 学力保障……「わかる授業」
 - ・「玉中授業スタンダード」をつくり、授業の共通スタイルにする
 - ・授業規律の確立（落ち着いた学習環境）
 - ・「玉学」「補充学習」「家庭学習」の充実
- 情報モラル教育
- 教職員研修の充実
- 地域や家庭との連携
- ぶれない生徒指導と積極的生徒指導の推進

・QUの実施 ・SEL
・ピア・サポート等の実施

関係機関との連携

2 いじめの早期発見

～生徒の変化を敏感に察知～

- 日々の観察
 - ・「生徒のいるところには教員がいる」をめざす
 - ・アンテナを高く微妙な変化やSOSを察知する
- 生活ノート
 - ・生徒との日々のやりとりを通して人間関係を築く
 - ・気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する
- 教育相談（学校カウンセリング）
 - ・日常の生活での声かけ等、生徒が気軽に相談できる環境をつくる
 - ・定期的な教育相談週間を位置づける
- いじめ実態調査アンケート
 - ・月1回のいじめ実態調査アンケートを実施する
 - ・アンケートはあくまでも発見の手立ての1つであるという認識をもつ
- 校内の情報収集・共有体制づくり
- 地域・家庭からの情報提供依頼

3 いじめに対する対応

～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応

いじめ情報のキャッチ

※ただちに生徒指導担当者に連絡、管理職に報告

- 生徒指導担当（いじめ対応チーム）の招集
- いじめられた生徒を徹底して守る ○見守り

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録を時系列に残す
- ・関係職員と情報を共有する
- ・いじめの全体像を把握する

指導体制・方針決

- ・指導のねらいを明確にする
- ・全ての教職員の共通理解を図る
- ・役割分担を考える
- ・委員会、関係機関との連携を図る

生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く
- ・いじめた生徒に「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる

保護者との連携

- ・直接会って具体的な対策を説明する
- ・協力を求め、今後の連携について話し合う

今後の対応

- ・継続的に支援を行う
- ・SC等の活用を含めた心のケアにあたる
- ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学校経営を行う

家庭・地域との連携

関係機関との連携

小・中連携

いじめ対策委員会→教育委員会・警察へ連絡

1 未然防止のための取組

いじめ問題において、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。本校では教育活動全体を通じ、すべての生徒に生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係をつくっていく力を育てていきます。

全ての生徒が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じることでできる学校生活づくりも未然防止の観点から重要だと考えています。そのためにはいじめ未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育や人権教育の推進や体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の育成など、多角的な教育を進めていくことが大切だと考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

① 人権教育の推進

人権教育を学校経営の基盤に据え、一人一人の思いを大切にすることを実践します。学校のあらゆる教育活動を通じて生徒の自尊感情を育み、人権感覚を磨いていきます。

「いじめは人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、いじめや差別を許さず、いじめや差別をなくしていこうとする力を育てます。

② 道徳教育の充実、豊かな心の育成

社会性や規範意識を育むとともに、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

- ・「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てます。
- ・心根が揺さぶられる教材や資料を精選し、「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を見つめさせます。

③ 特別活動の充実

・ Q U の 実 施 ・ S E L な ど

- ・ 「人間関係づくり」「集団づくり」

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「居場所づくり」「絆づくり」の取組を推進します。

また、生徒の実態把握のため Q U 等の検査やアンケート等を実施します。

教育相談的手法やアプローチも取り入れ、「人間関係づくり」「集団づくり」の具体的な取組を計画的・系統的に推進し、“認め合い・支え合い・学び合う” 集団づくりに取り組んでいきます。

- ・ 感動や達成の喜びを分かち合える学校行事を通して個や集団の成長を図ります。
- ・ ストレスを感じにくい学校づくりを推進します。

生徒がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。生徒のストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えています。「わかる授業」を追求するとともに、個別指導等や補充学習を推進して基礎学力を保障し、「学習に対するストレス」を軽減する取組や、学級や学年（部活動）等の様々な活動において、認め合い、支え合い、学び合う人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組みます。

また、ストレスそのものを自分の力で解消するストレスマネジメントや怒りの感情をコントロールするアンガーマネジメント等の教育相談的手法やアプローチにも取り組みます。

- ・ 生徒の主体的活動を推進し自治力を育てる（生徒会活動・学級活動）

いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動や生徒の自治的な活動を活性化させ、人権について考え、いじめ防止や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動など、生徒自身の主体的な活動を推進し自治力を育てていきます。

玉中人権週間（人権集会・玉中人権宣言）の取組 学級の話し合い活動等

④ 体験活動の推進（総合的な学習・ボランティア活動を中心に）

生徒の豊かな情操や他人と関わる力、社会性や自己有用感などを育むため、自然体験活動や社会体験活動、フィールドワーク、ボランティア活動等の体験活動を推進するとともに、地域行事への参加など、地域の方とのふれ合いを充実させていきます。

⑤ 学力保障（基礎学力定着）の取組

- ・『岡山型学習指導のスタンダード』の共通の授業スタイルに、ＩＣＴの活用、学び合い等を取り入れて「わかる授業」を実践し基礎学力の定着を図ります。
- ・授業を見合う教職員研修を充実させ、教職員の授業力向上を図ります。
- ・授業規律を徹底し、落ち着いた学習環境をつくっていきます。
- ・玉学等も利用し、基礎学力の定着に結びつけます。
- ・教員だけでなく、学習ボランティアの方等学校外の人材も活用して「補充学習」を充実していきます。
- ・家庭学習の充実を図ります。「自主学習」に取り組み、自主的に学ぶ姿勢を育成します。

⑥ 情報モラル教育（ネットいじめへの対応）

SNSを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、生徒や家庭・地域の実態を把握し、守るべきルールを明確にして発達段階に応じて、情報モラル教育に取り組みます。また、保護者に対しても、スマホ等のもたらす様々な問題について、繰り返し伝えていきます。

※人権侵害、いじめ防止のための重要な取り組みとしてSNSにおける「トラブル防止」「正しい使い方」「家庭でのルールづくり」等に取り組みます。

⑦ 教職員研修の充実

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。その他にも生徒指導・特別支援教育のスキルアップを図るための研修にも取り組みます。

⑧ 地域や家庭との連携

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と連携を促進し、学校評議会や学校支援地域本部など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制をつくっていきます。

スマホの使用について保護者の協力を得て、家庭で話し合いルールづくりを進めます。地域安全パトロールの方とも連携して学区の見守りを強化し、未然防止に努めます。

2 いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながると言われています。本校では、全ての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって生徒を見守り、日頃から教職員と生徒との信頼関係づくりに努め、生徒の小さな変化を敏感に察知する力を向上させるとともに教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集するなど、あらゆる手立てを講じていじめの早期発見に努めます。

① 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後等の学校生活のあらゆる機会に目を配り「子どもたちが居るところには教職員がいる」ことをめざし、子どもたちとともに過ごします。
- ・アンテナを高くして生徒の微妙な変化やSOSを察知するよう努めます。
- ・日常的にいじめの窓口があることを知らせる掲示をします。

② 生活ノート

- ・日々の生徒との生活ノートのやりとりを通して生徒理解を深め、人間関係を築いていきます。
- ・気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応していきます。

③ 教育相談体制の充実

- ・教職員は、適切なカウンセリング・マインドを持ち、生徒が何でも相談できる人間関係作りに努めます。また、定期的な教育相談体制を充実させ、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行います。
- ・日常生活の中での声かけ等、日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。

④ 学校生活アンケート

- ・月1回のいじめ実態調査アンケートを実施します。
- ・アンケートはあくまでも発見の手だての1つであるという認識を持ち、早期発見に努めます。

⑤ 校内の情報収集と共有体制の整備

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、情報を整理・分析しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実に図ります。

⑥ 地域・家庭からの情報提供依頼

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いを含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて依頼していきます。

日頃から、あいさつ運動や交通指導、地域行事等を通して教員も生徒も地域に出ていく機会を増やしていきます。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに間接させた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する生徒だけでなく、学級・学年の問題としていじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

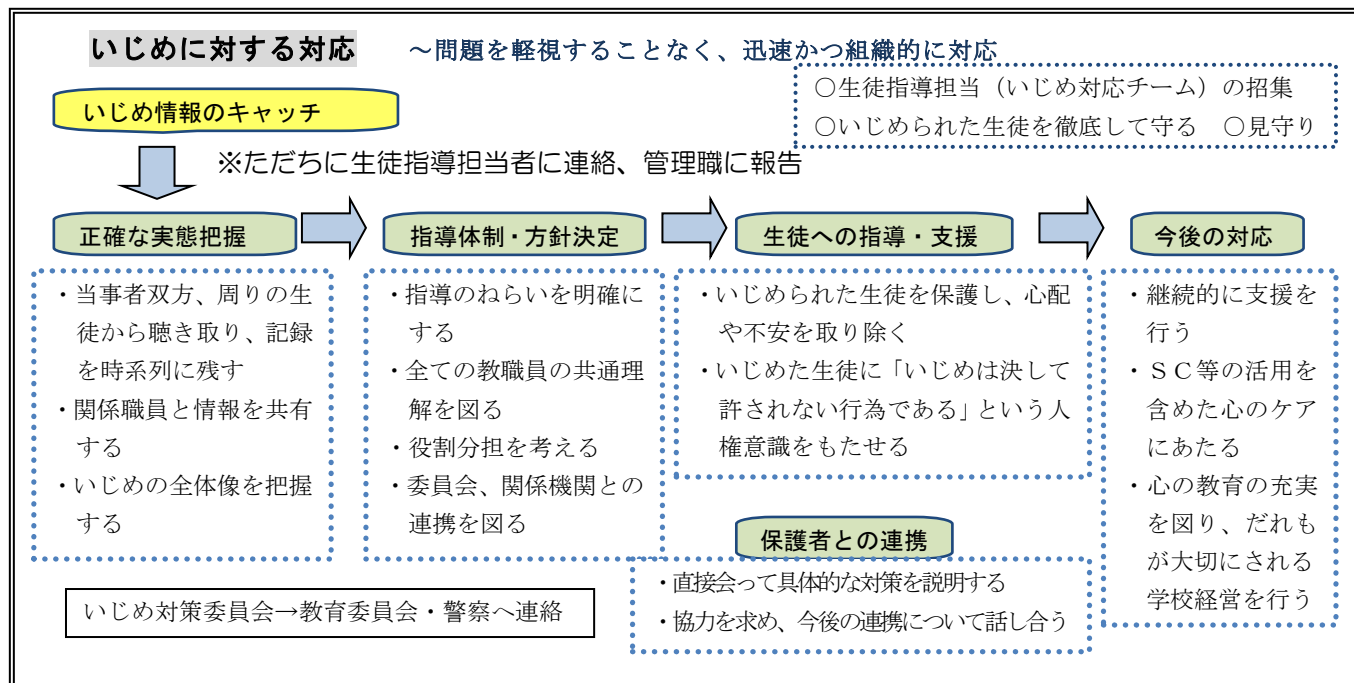
なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行っていきます。

重大事態と思われるいじめの例

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

※いじめに対する対応は「生徒指導マニュアル」に基づき行う

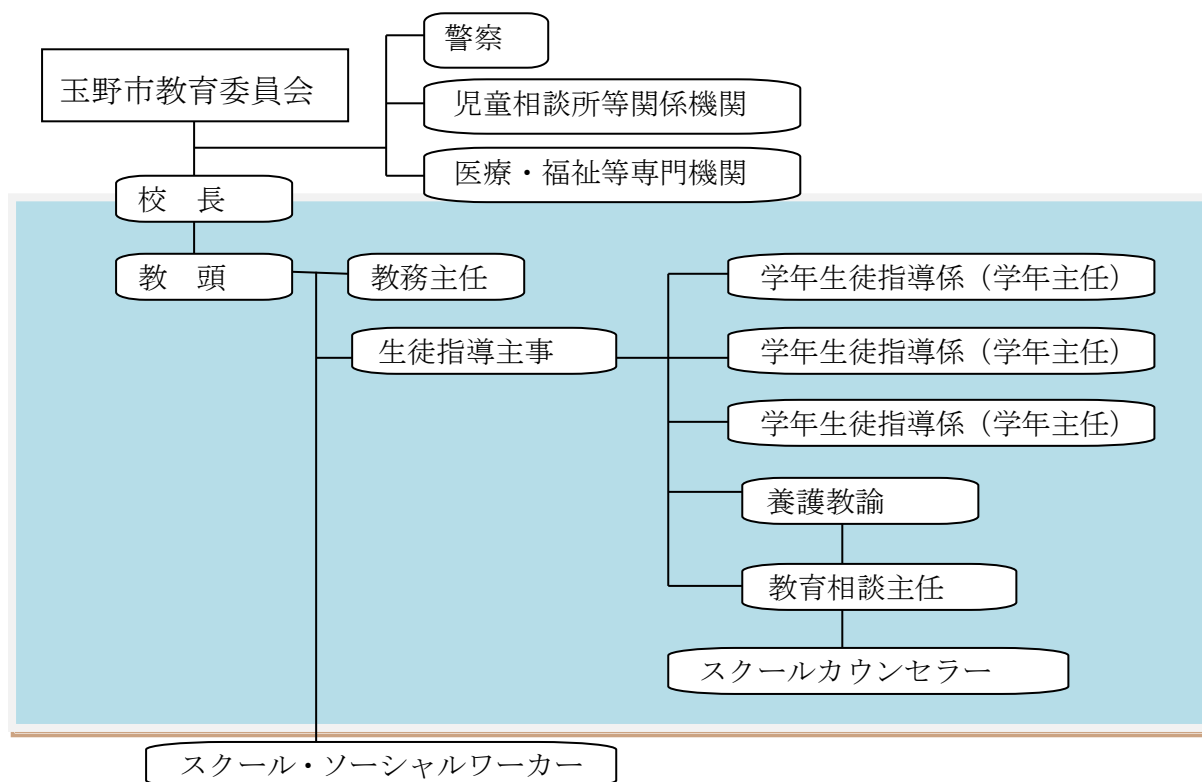
[参考] いじめ対応の基本的流れ



4 いじめに対応する校内組織

いじめの未然防止のための本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の取組に努めます。この委員会は、校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画してもらうとともに、教育委員会とも連携を保ちながら運営していきます。

いじめ対策委員会＜委員会の構成員＞



＜委員会の主な役割＞

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、その運用と評価のPDCA サイクル
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめや問題行動に関する情報の収集と分析→共有と記録
- いじめの疑いのある情報に対して組織的に対応するための中核
- 「重大事態の調査」のための組織母体

(参考資料)

教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく
いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用しておこなう

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめはいじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。さらにはそれをPDCAのサイクルをまわして、チェック更新していく必要がある。

※「いじめを生まない・・・」とあるが、取組をしても人間関係のトラブルやいじめは起こる。それらを教員の力だけでなく、生徒自身の話し合い・集団の自治の力で解決する方向をめざしたい。

1 生徒や学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共有することが必要である。その中から生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（ＱＵ等）、生徒たちのストレスに対して心理尺度を用いた調査等を実態把握の１つの方法として用いることも有効である。また、特別支援教育の視点を大切にして配慮を要する生徒の実態把握やアセスメントをおこなうことも必要である。小中高連携の中でその把握した結果を引継いでいくことも重要である。

2 人間関係づくり・学級集団づくり 認め合い・支え合い・学び合う

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「居場所づくり」「絆づくり」の取組が大切である。

教育相談的手法やアプローチも取り入れ、「人間関係づくり」「集団づくり」の具体的な取組を推進し、“認め合い・支え合い・学び合う”仲間づくりに取り組んでいく。

- ・ＱＵの実施→分析→改善
- ・ピアサポート
- ・ＳＳＴ
- ・ストレスマネジメント
- ・アンガーマネジメント等

生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとっても、教職員の姿勢は、重要な教育環境の１つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙一投足に目をむけている。教職員の何気ない発言が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話しかける職場の雰囲気大切である。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校にしていけることが大切である。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化するものである。

感動や達成の喜びを分かちあえる学校行事も生徒の個の成長・集団づくりに大変重要である。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権感覚を磨き人権意識を高める人権教育、思いやりをはじめ豊かな心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

人権教育を学校経営の基盤に据え、一人一人を大切にする教育を実践する

いじめは「人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。また、人権教育に関連させて生命の尊重や命の教育を実施する。自尊感情と人権感覚を育む教育を実施する。

② 道徳教育の充実

社会性や規範意識を育むとともに、「いじめをしない！許さない！」という、人間性豊かな心を育てる。

心が揺さぶられる教材や資料を精選し「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等にふれ、自分自身の生活や行動を省みさせる。道徳の授業では、生徒の実態に合わせて、題材や資料の内容を十分検討し取り扱う。

③体験活動の充実

- ・福祉体験活動やボランティア体験、職業体験等の体験活動を発達段階に応じて体系的に展開する。
- ・異年齢集団（保幼・小、地域の高齢者）との交流活動の機会を増やす。
- ・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- ・授業をはじめとして学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会を増やす。
- ・対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

④生徒の主体的な活動の推進

いじめを許さない風土を生徒の中からつくりだしていくため、生徒会活動や生徒の自治的な活動を活性化させる。人権について考え、いじめ防止や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動など、生徒自身の主体的な活動を推進する。

＜人権週間（人権集会）の取組＞

- ・玉中人権宣言（人権集会で採択）
- ・クラス人権宣言・・・クラスでいじめや人権問題について話し合い、クラス人権宣言を決定する。
- ・BIG 掲示物・・・生徒・教職員一人一人のおもい・願いを書いたピースを貼り合わせて一枚のビッグポスターを作成し掲示する。
- ・生徒会各委員会で人権に関する自主的な取組をする。

＜その他自治的な活動＞

- ・授業態度の改善や生活態度の改善など、学級の話し合いで問題解決をめざす。

4 わかる授業と学力保障

- ・『岡山型学習指導のスタンダード』の共通の授業スタイルに、授業のUD化、ICTの活用、少人数指導、学び合い等を取り入れて「わかる授業」を実践し基礎学力の定着を図ります。
- ・授業を見合う教職員研修を充実させ、教職員の授業力向上を図ります。
- ・授業規律（玉中授業ルール）を徹底し、落ち着いた学習環境をつくっていきます。
- ・日々のドリル学習（玉学）を基礎学力の定着に結びつけます。
- ・教員だけでなく、学習ボランティアの方等学校外の人材も活用して「補充学習」を充実していきます。（生徒相互の「教え合い学習」にも取り組む予定です）
- ・家庭学習の充実を図ります。

5 保護者や地域の方との連携

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と連携を促進し、学校評議委員会や学校支援地域本部など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制をつくっていきます。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 早期発見のための手だて

① 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後等の機会に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちとともに過ごす。
- ・チェックリストを活用する。 ・日常的にいじめの窓口があることを知らせる掲示をする。

② 生活ノート

- ・子どもや保護者と日頃から連絡を密にとる。
- ・気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

③ 教育相談（学校カウンセリング）

- ・日常生活の中での声かけ等、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を位置づける。

④ いじめ実態調査アンケート

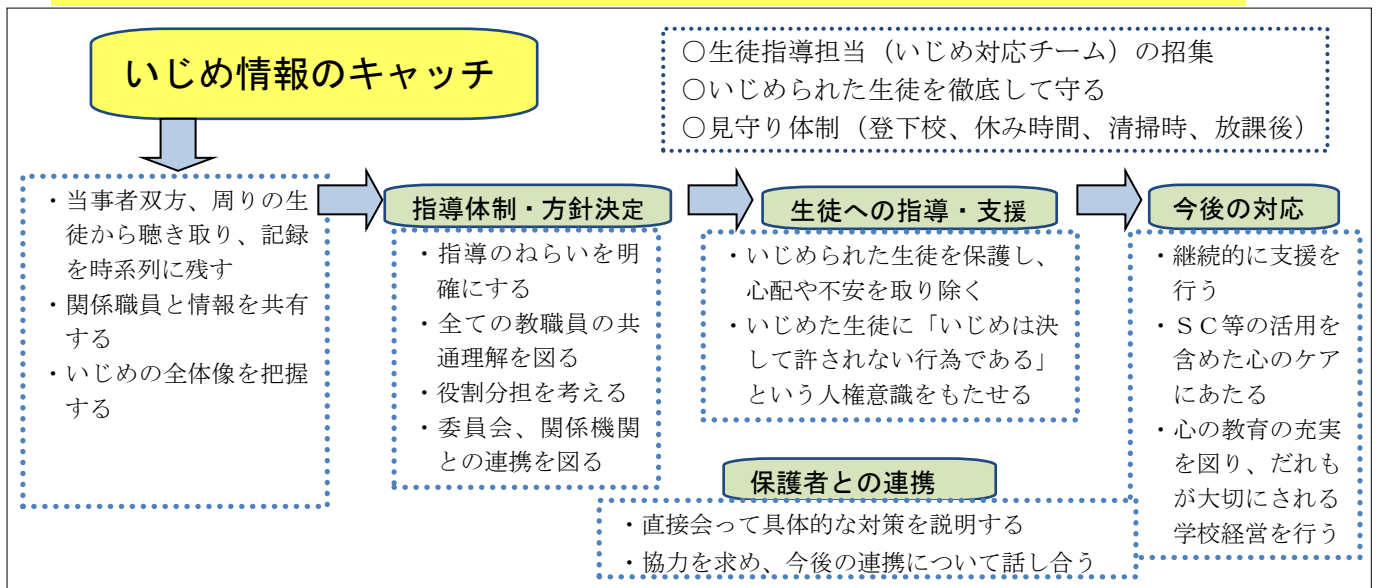
- ・月1回のいじめ実態調査アンケートを実施する。
- ・アンケートはあくまでも発見の手だての1つであるという認識を持つ。

⑤ 校内の情報収集・共有体制づくり

Ⅳ 早期対応（措置）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決にむけて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



(1) いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていく。

(2) 事実の明確化に努める

いじめの実態については、多くの生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査しなければならなかったりする場合もあり、事実を明確にしていくことが難しい場合もあるが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていく。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていく。

(3) 被害生徒への支援を最優先に取り組む

被害生徒等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況をつくる。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組をできるだけ明確に被害保護者等の保護者に伝え、協力を仰ぐ。

(4) 毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行う

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により、厳しい指導を行うとともに、加害生徒をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行う。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識の向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼する。

(5) いじめの構造を意識して集団への指導も行う

いじめには被害生徒等と加害生徒等という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造がある。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団づくりにも努めるとともに、被害生徒を支えることができる風土をつくっていく。

(6) 多様な外部人材を活用して問題解決に努める

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校は教育委員会、弁護士、警察等の多様な外部人材を積極的に活用できる体制を整える。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う必要がある。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめている生徒から聴き取るだけでなく、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。チームで対応し連携と情報共有を行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・[加害者と被害者の確認]
- ◇いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・[時間と場所の確認]
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・・・[内容]
- ◇いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・[背景と要因]
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・[期間]

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた生徒に対して

生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者ではなくいじめを抑止する力になることを促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定することになることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りにふれて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にのかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。